

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全性・信頼性の向上			担当部局名	別添のとおり	
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	安心・安全なIT利用環境に資するべく、総務省において実施している「情報通信利用の適正化」、「情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策」及び「非常時における防災機関などが保有する情報通信システムの相互利用等の構築」を指標として設定。指標にかかる目標値については、特定電子メール法第12条や各システムの運用想定時期をもとに設定。					
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	14年度	15年度	16年度
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等に基づく措置状況	研究開発等の状況の公表等	毎年度	――	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発等の状況の公表(平成15年8月29日) 国民への注意喚起(迷惑メール送信業者への「名義貸し」について)(平成15年10月7日) 措置命令を発出(平成15年11月13日) 国民への注意喚起(携帯電話等に着信する迷惑メールに対する自衛策について)(平成16年1月19日) 申出件数:2件 平成15年8月22日処理済 平成16年3月9日処理済 	<ul style="list-style-type: none"> 措置命令を発出(平成16年4月16日) 国民への注意喚起(メールに記載されたURLへの不用意なアクセスについて)(平成16年4月21日) 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会の開催(平成16年10月7日～) 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 中間とりまとめ(平成16年12月24日) 研究開発等の状況の公表(平成16年12月27日) 「迷惑メール追放支援プロジェクト」発表(平成17年1月27日) 申出件数:2件 平成16年4月27日処理済 平成17年3月25日処理済
	非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの構築及び活用状況	ネットワークの構築	18年度	<ul style="list-style-type: none"> 具体的方向性の確立、公表(平成14年4月から研究会を実施し、平成15年4月に報告書(案)を公表・パブコメ募集)。 	<ul style="list-style-type: none"> 「重要通信確保の在り方に関する研究会」にて重要通信を確保するためのシステムの必要性を提言(平成15年7月) 非常時情報伝達ネットワークシステム構築着手(平成15年度予算措置)。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達ネットワークの運用の在り方に関する調査研究を実施するとともに、情報伝達ネットワークに関する詳細機能開発を実施(平成16年度予算措置)。
	情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の標準化状況及び国内での活用状況	評価システムの構築	16年度	<ul style="list-style-type: none"> 我が国から電気通信事業者向けの情報セキュリティマネジメント基準の国際標準化を目指し、国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)へ寄書提出(平成14年11月)。 ITU-T寄書に基づき、電気通信事業者における情報セキュリティ対策レベルの自己評価手法についての調査研究を実施(平成14年度予算措置)。 	<ul style="list-style-type: none"> ITU-TのSG17会合において、我が国から「情報セキュリティマネジメントのテレコム実装要求条件」の寄書を提出し、電気通信事業者向けの情報セキュリティマネジメント基準の最終ドラフトが作成(平成16年3月)。 ITU-T最終ドラフトに基づき、情報セキュリティ評価手法について調査研究を実施(平成15年度予算措置)。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終ドラフトが平成16年7月にITU-T X.1051(ISMS-T)「通信事業者のための情報セキュリティマネジメントシステム」として正式勧告化。 ITU-T勧告に基づき、情報セキュリティ評価システムを構築。平成17年3月に電気通信事業者へ提供。(平成16年度予算措置)。
特定無線設備等による混信等の未然防止等	基準不適合機器の市場における流通実態の調査等の実施	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> 特定無線設備等の技術基準への適合性を確認するため市場調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定無線設備等の技術基準への適合性を確認するため市場調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定無線設備等の技術基準への適合性を確認するため市場調査を実施。 	

『平成17年度施策実施状況調書』

		無線LANのセキュリティ施策に関する周知啓発の実施状況	ガイドラインの改訂	16年度	-----	・無線LANセキュリティに関し調査研究実施。平成16年4月ガイドライン公表。	・無線LANセキュリティに関し調査研究実施。ガイドラインの内容検証等。
		非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システム相互利用等の構築及び活用状況	ネットワークの構築	18年度	-----	-----	・防災関係機関等が保有する情報通信システムを相互利用等するために必要技術的条件等を調査検討。
施策の主な実施手段の状況 予算執行を主とするもの	事業名	概要		14年度	15年度	16年度	
	特定電子メールの送信の適正化等に関する調査研究その他の消費者支援の推進	・いわゆる、「迷惑メール」が依然として問題となっている状況にあることから、同問題の改善を促進し、電子メールの利用について良好な環境の整備を図る。その他、電気通信サービスをめぐるトラブルを解消するための消費者支援策を推進する。 ・いわゆる、「迷惑メール」が依然として問題となっている状況にあることから、同問題の改善を促進し、電子メールの利用について良好な環境の整備を図る。また、現在パソコン向けに実現している有害コンテンツのフィルタリング(選択的遮断)機能を、モバイル(携帯電話等)向けにも実現すべく、研究開発を行う。その他、電気通信サービスをめぐるトラブルを解消するための消費者支援策を推進する。		20百万円	159百万円	166百万円	
	電気通信事業者における情報セキュリティ体制の確立等に係る施策その他の情報セキュリティ施策の推進	・国と電気通信事業者間及び電気通信事業者相互間における情報伝達体制の整備の一環として、被災状況等の情報を伝達し通信の迅速な復旧等を行うための非常時情報伝達ネットワークを平成17年度末目途に構築。 ・電気通信事業者における情報セキュリティ対策レベルを的確に判断するための評価システムを構築。 ・コンピュータウイルスがネットワークに及ぼす影響を予測・分析し、迅速なウイルス対策の実施を行える研究開発環境を整備。 ・回線に障害が生じても支障のない通信が可能なネットワーク・アーキテクチャの構築。		-----	80百万円	78百万円	
	情報セキュリティ普及啓発	・国民一般に向けて、情報セキュリティに関する知識や対策等について分かりやすく周知できるよう、総務省HP内に「国民のための情報セキュリティサイト」を運営。 ・企業による情報セキュリティ水準の高いテレワーク環境の導入を支援するための「テレワークセキュリティガイドライン」を策定し公表。		90百万円	89百万円	12百万円	
	無線インターネットアクセスの利用促進に関する調査研究	・安心して利用できる無線インターネットアクセスの実現のため、既存のセキュリティ技術の評価やセキュリティの課題を明確にし、国としての一定のガイドラインを作成し公表。		-----	180百万円	178百万円	
	電気通信機器の基準認証制度に関する調査の実施等	・我が国の電気通信機器の基準認証制度の在り方の検討に資するため、欧米主要国における基準認証制度における市場監視、自己適合宣言制度の動向等を調査。		-----	159百万円	136百万円	
	非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システム相互利用等に関する調査研究	・防災関係機関等が保有する情報通信システムを相互に利用・接続するために必要な技術的条件やルール等について調査検討を実施。		-----	24百万円	20百万円	
				-----	-----	15百万円	
			-----	-----	7百万円		

『平成17年度施策実施状況調査』

	「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度の創設の推進	・インターネットの利用者がコンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できる環境を創出するため、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示すことができる「コンテンツ安心マーク(仮称)」制度の創設に向けた環境整備を実施。	-----	-----	40百万円
制度の企画・運用を主とするもの	項目	概 要			
	関係法令等の整備	情報通信分野における個人情報の保護について、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を改訂し、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」を策定。また、有料放送分野における個人情報の適正な取扱いを図るため、有料放送事業者の契約約款の認可等に関し、放送法関係審査基準を一部改正し、「人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」を策定。			
	相互利用ガイドラインの策定	非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システム相互利用等に関する調査研究会において策定中である。			
	税制	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者及び法人向けに、ITネットワークセキュリティの維持に資する設備を導入した場合の税制優遇を実施。(国税:IT投資促進税制、地方税:ネットワークセキュリティ維持税制) ・電気通信事業者が電気通信システムの信頼性向上に資する設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税に関し、課税標準について、取得後5年度分軽減する特例措置を実施。(地方税:電気通信システム信頼性向上促進税制) 			
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概 要			
	苦情相談の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・PHSの利用マナーに関するポスターを駅等に掲示し、広く一般向けに情報提供。 ・電気通信サービスQ&Aを作成し、消費生活センター等、一般向けに配布。 			
	電気通信事業者、国民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなコンピュータウイルスの発生などの情報セキュリティ上の脅威が懸念される場合に、関係省庁と連携して、広く一般向けに情報提供を実施(平成16年4月26日)。 			
	情報セキュリティ対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan戦略II加速化パッケージ(平成16年2月)に基づき、「政府機関」、「重要インフラ」、「企業及び個人」における情報セキュリティの確保等に向けた検討を行う「情報セキュリティ基本問題委員会」に情報通信の主管庁として参画。 ・また、平成16年12月より、次世代IPインフラ研究会セキュリティWGを開催し、インターネットのセキュリティ確保等について検討を行っている。 			
	国際標準化活動への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)へ我が国から「情報セキュリティマネジメントのテレコム実装要求条件」の寄書を提出(2004年3月)し、2004年7月、ITU-T X.1051(ISMS-T)「通信事業者のための情報セキュリティマネジメントシステム」として正式勧告を受け国際標準化された。 			
	防災関係機関、国民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システム相互利用等に関する調査研究会において策定中であり、策定後公表することとしている。 			
(業務改善への取組状況) 該当なし					

<p>本施策に関する 課題等の状況</p>	<p>(課題等の状況) (1)情報通信利用の適正化 迷惑メールは、その態様等を変えながら、依然として国内外において大きな社会問題となっていることから、違法送信者に対する行政処分、携帯電話事業者等との連携を図ることにより、迷惑メール問題を改善し、電子メールの利用について良好な環境を整備する必要がある。 情報通信分野における個人情報の保護については、「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」及び「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」における検討を踏まえ、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者とならない小規模事業者も対象とするなどして個人情報のより厳格な実施を図るため「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」を改訂し、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」を策定した。また、情報通信分野の法制上の措置についても、上記懇談会等において検討を行い、それぞれ平成16年12月及び平成17年2月に公表されたそれらの取りまとめにおいて、分野横断的に個人情報を漏えいする行為等を処罰できることとするための法制度の検討を今後進めていくことが適当であるとの結論を得ている。このため、今後、一層の取組みの推進及びそのための体制の強化・要員の確保が必要である。</p>	<p>◎ 予</p>	<p>制</p>	<p>◎ 情</p>
<p>本施策に関する 課題等の状況</p>	<p>(2)情報通信分野における情報セキュリティ対策 国民が安心して情報通信ネットワークを利用できるようにするため、安全・信頼性の向上のための環境整備に向けた取組として、緊急対応体制を活用、非常時における重要通信確保システムの検討などを実施したほか、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」を一部改正し、電気通信事業者がユーザに対して情報通信サービスの安全・信頼性に係る情報公開(ネットワークの安全・信頼性の確保に係る取組状況、事故・障害の状況)を行う体制を整備した。 また、社会経済活動の重要インフラとなっているインターネットのセキュリティ確保策等について検討を実施した。 引き続き、国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境の整備に向けて、緊急対応体制を活用していくとともに、信頼性向上に資する設備への税制等政策的な支援 及び 国と電気通信事業者間における有効な情報伝達体制の整備 並びに 情報通信ネットワークの安全性・信頼性対策の充実やコンピュータウィルス等対策のための諸外国政府との連携等に向けた体制の強化・要員の確保、その他インターネットのセキュリティ確保等に向けた一層の取組みの推進が必要である。</p>	<p>◎ 予</p>	<p>制</p>	<p>◎ 情</p>
<p>本施策に関する 課題等の状況</p>	<p>(3)電気通信機器・サービスの安全性・信頼性の向上 消費者・利用者保護の観点から、特定無線設備及び端末機器の技術基準適合状況の確認等の調査の実施した。今後とも、製造業者等の技術基準の遵守に対する意識を高めるとともに、電気通信機器・サービスの多様化・多機能化が進む状況を踏まえ、一層の取組みの推進が必要である。</p>	<p>◎ 予</p>	<p>制</p>	<p>情</p>
<p>本施策に関する 課題等の状況</p>	<p>(4)非常時における通信確保の実施体制等 非常時において、情報通信システムの相互利用を実現することより、必要な情報の収集や住民への情報提供が迅速に実施できるようにするものであり、防災関係機関等が相互利用できるための必要な措置を講ずることが必要である。 また、非常時の被災状況等、応急対策や復旧・復興に必要な情報を伝達するための通信機器の配備に向け、必要な措置を講ずることが必要である。 今後、一層の取組みの推進及び非常時における通信確保の実施体制強化・要員の確保が必要である。</p>	<p>◎ 予</p>	<p>制</p>	<p>◎ 情</p>
<p>本施策に関する 専門家の意見等</p>	<p>「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」(座長:安田靖彦早稲田大学理工学部教授)(平成17年3月)による外部評価を実施し、適切な予算執行に努めているところ。(モバイルフィルタリング技術の研究開発) 「テレワークセキュリティに関する調査研究会」(座長:大西 隆(東京大学教授)第4回会合において、ISO/IEC17799について、改正後のフォローアップを実施すべきなどの意見が出された。</p>			

『平成17年度施策実施状況調書』

本施策に関する 主な資料	<ul style="list-style-type: none">・「電気通信消費者支援連絡会」第6回～第7回、提出資料 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/shohi/index.html・「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」第10回～第16回、提出資料 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/privacy/index.html・「電気通信事業における重要通信の在り方に関する研究会」報告書 http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030701_1a.html・「放送関係個人情報保護連絡会」第1回～第3回、提出資料・「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」第1回～第11回、提出資料 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/hoso_it_eisei/index.html・e-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月2日） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf (PDF形式)・e-Japan重点計画－2004（平成15年6月15日IT戦略本部） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/040615honbun.pdf (PDF形式)・情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて(平成16年12月7日IT戦略本部) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/041207minaosi.pdf (PDF形式)・無線LANのセキュリティに関するガイドライン「安心して無線LANを利用するために」(平成16年4月26日) http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040426_3.html・「テレワークセキュリティガイドライン」(平成16年12月27日) http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041227_10.html・「次世代IPインフラ研究会」セキュリティWG第1回～第6回、提出資料 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/jise_ip/index.html・「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書、提出資料 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tanmatsu/index.html・特定無線設備等に係る市場調査報告書(平成16年度)・電気通信機器の基準認証制度に関する国際(欧米主要国)動向調査報告書
-----------------	---

担当課室 一覽

情報通信政策局

情報通信政策課 コンテンツ流通促進室
情報セキュリティ対策室
情報流通振興課 情報流通高度化推進室
衛星放送課

総合通信基盤局

電気通信事業部 データ通信課
電気通信技術システム課
消費者行政課

電波部 基幹通信課
移動通信課
衛星移動通信課
電波環境課

電気通信端末機器の技術基準適合認定等事業に関する政策評価

政策所管部局課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

評価年月 平成17年8月

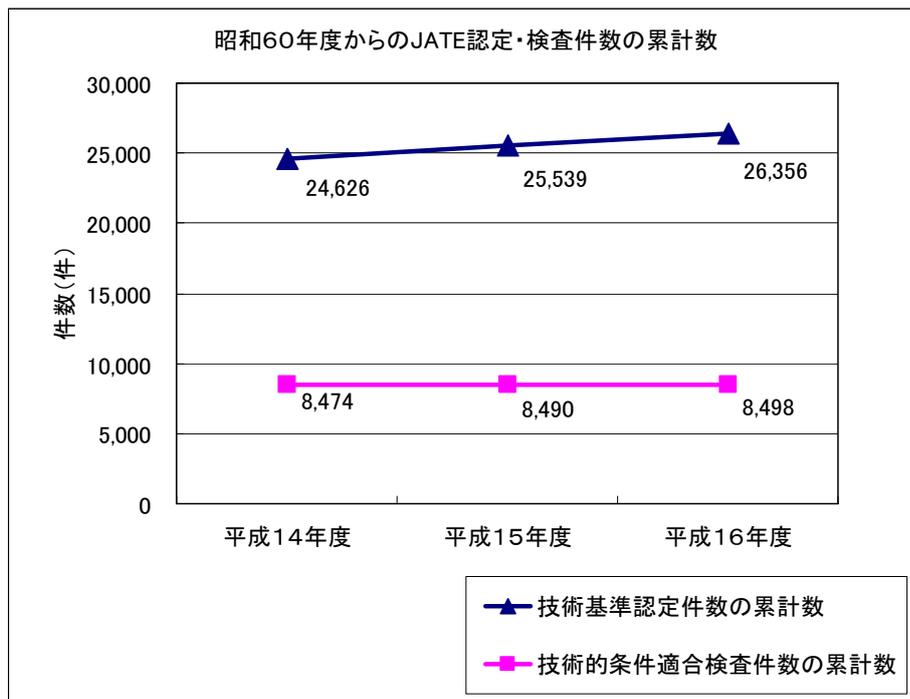
1 業等 事務・事	電気通信端末機器の技術基準適合に関する認定 端末設備の接続の技術的条件の適合検査
2 事務・事業の背景等	<p>(1) 背景等</p> <p>昭和60年に電気通信事業法が制定され、それまで電電公社の独占事業であった国内電話事業が民間に開放されることとなった。これに伴い、端末機器についても売り切り制度が導入され国民は自由に端末機器を選択することが可能となった。</p> <p>ただし、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするため、当該端末機器が電気通信事業者の設置する設備に対して障害を与えないかどうかの接続検査を義務づけることとし、同時に接続検査を省略する条件として認定を受けた端末機器を使用することを義務づけた。</p> <p>この技術基準（電気通信事業者が総務大臣の認可を受けた定める技術的条件を含む。）に合致しているかどうかの認定業務は、当初、財団法人 電気通信端末機器審査協会のみが指定認定機関として行ってきたが、平成13年から複数の指定試験機関を指定できるようにし、平成15年度には、民間3機関を含む4機関が指定認定機関として事業を行ってきた。</p> <p>また、平成15年度に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）をうけて認定機関については、指定制度から登録制度に法改正を行った。</p> <p>(2) 根拠法令</p> <p>電気通信事業法第69条、第86条 電気通信事業法施行規則第32条第1項第5号</p> <p>(3) 関係公益法人</p> <p>財団法人 電気通信端末機器審査協会</p>

(1) 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法

当該事業の必要性及び有効性を、制度の利用実績の一指標となりうる端末機器技術基準適合認定の累計件数の把握により評価を行う。

(2) 結果

昭和60年度から平成16年度までの端末機器技術基準適合認定件数の累計は26,356件、技術的条件適合検査件数の累計は8,498件に上り、十分な政策的必要性があったとともに、有効に活用されている。



(1) 必要性、効率性又は有効性の観点からの評価

○必要性

端末機器についても売り切り制度が導入され、国民は自由に端末機器を選択することが可能となった現状において、電気通信事業者の接続検査を省略し、国民が安心して電気通信事業者のネットワークへ接続可能とするための認定機器を試験する技術基準適合認定業務は、技術基準に適合していない通信端末が流通・使用されて利用者や他者に対して不利益を及ぼす可能性を未然に防ぐため、**必要**な制度である。

○効率性

電気通信機器を利用するにあたっては、原則、電気通信事業者の接続基準に適合するかどうかの検査を受けることとされているが、基準認証を受けたものについては、接続検査の手続きを簡素化することが可能であり、それにより、電気通信事業者、サービス提供者、端末利用者等にとって負担軽減が図られる。また、技術基準（電気通信事業者が総務大臣の認可を受けた定める技術的条件を含む。）に合致しているかどうかの認定業務を、当初、財団法人 電気通信端末機器審査協会のみが指定認定機関として行ってきたが、更なる**効率性**のため、平成13年から複数の指定試験機関を指定できるようにし、平成15年度には、民間3機関を含む4機関が指定認定機関として事業を行ってきた。

また、平成15年度に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）をうけて、認定機関については、指定制度から登録制度に法改正を行った。

更に、端末機器のうち電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害のおそれが少ないものについては、製造業者又は輸入事業者が自ら技術基準適合を確認できる技術基準適合自己確認制度が制定され、製造業者又は輸入事業者にとって一層**効率的**な手段の選択が可能となった。（電気通信事業法第63条（技術基準適合自己確認等））

○有効性

技術基準適合認定制度による表示に基づき、利用者が安心して端末機器を購入・使用が可能となるため、技術基準適合認定制度の**有効性**が認められる。

(2) その他の観点からの評価

指定認定機関を登録認定機関に移行し、**公平性**の観点から政策の向上が図られている。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>○「規制改革推進3ヵ年計画」(改訂版 平成14年3月29日閣議決定) 基準認証等の見直しとして「国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の事後確認・自主保安とすることについて検討を行う」とされており、電気通信事業法における端末機器の技術基準適合認定についても、平成14年度中に結論を得ることとされた。</p> <p>○「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定) 「公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務については、事業者の自己確認のみに委ねることが適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地の無い形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする」とされ、法改正が必要となる措置については、「原則として、平成15年度中に実施する」こととされた。</p> <p>○「e-Japan 重点計画2002」(平成14年6月18日 IT 戦略本部決定) 重点政策5分野の「1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の具体的施策として、「通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入」について盛り込まれた。</p> <p>○「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書(平成14年12月5日) 電気通信機器の基準認証制度に自己確認制度(いわゆる自己適合宣言制度)の導入を検討するため基準認証制度全般の在り方を「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」において、学識経験を有する者による議論及び、2回の意見募集を実施。本意見募集において、「グローバル化だけでなく、次世代技術を踏まえて、技術基準とその認証制度を検討することが重要である。」等の意見を頂き、政策評価の結果の分析に活用した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 評価に使用した資料等</p>	<p>○「規制改革推進3ヵ年計画」(改訂版 平成14年3月29日閣議決定) http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/020329/</p> <p>○「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定) http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki/gyousei_kanyo/</p> <p>○「e-Japan 重点計画2002」(平成14年6月18日 IT 戦略本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618honbun.html</p> <p>○「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書(平成14年12月16日) http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/021216_6.html</p>

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日 閣議決定)に基づく評価。